

# 仙台都心地域 都市再生緊急整備協議会の設立について

令和5年12月7日

仙台市

1. 都市再生制度の概論
2. 仙台都心地域の指定経過
3. 仙台市の防災まちづくりについて
4. 都市再生緊急整備協議会の設立について

# 都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法（都再法）関連）

## 都市再生本部

本部長：内閣総理大臣  
 副本部長：内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣  
 本部員：本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

都市再生に取り組む基本的考え方〔H30.4.26本部決定〕

都市再生基本方針〔閣議決定〕

- ・都市は国力の源泉
- ・選択と集中

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令  
 (H14政令第257号)

都市再生緊急整備地域52地域（政令で指定）

重点化

都市の国際競争力の強化

特定都市再生緊急整備地域15地域（政令で指定）

地域整備方針〔都市再生本部決定〕

都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕（21地域）

### 都市計画等の特例

#### 都市再生特別地区

〔都市計画決定〕  
 容積緩和、道路上空建築  
 (110地区)

#### 都市計画提案制度

都市再生事業に係る  
 認可等の迅速化

#### 民間都市再生 事業計画

〔国土交通  
 大臣認定〕  
 (147計画)

#### 税制特例

#### 金融支援

#### 整備計画

〔特定地域  
 のみ〕

#### 予算支援

#### 都市再生 安全確保 計画

#### 予算支援

当初制定（平成14年法律第22号）

- ・都市再生緊急整備地域
- ・都市再生緊急整備協議会

都再法一部改正（平成23年法律第24号）

- ・特定都市再生緊急整備地域制度の創設
- ・整備計画制度の創設

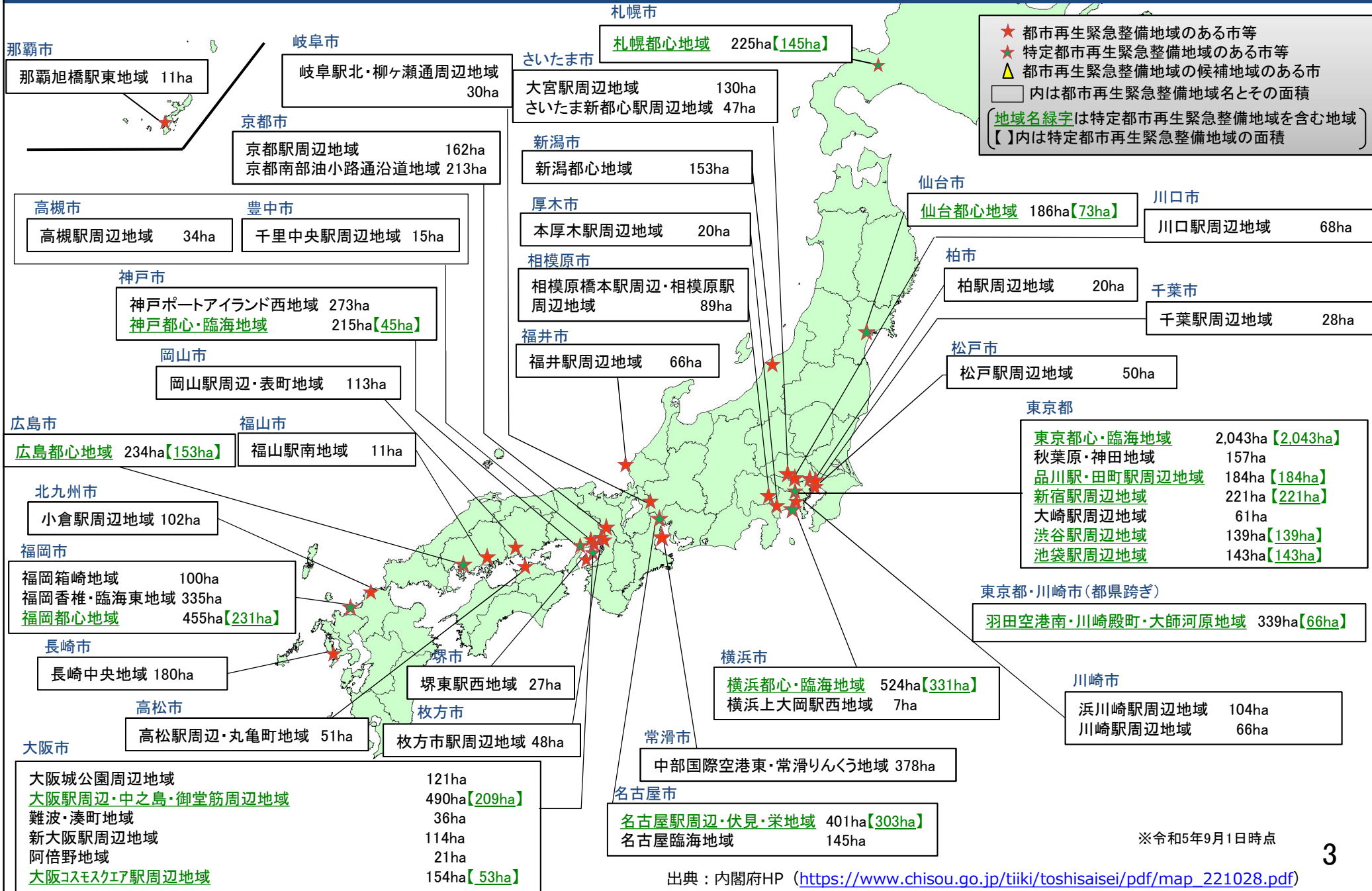
都再法一部改正（平成24年法律第26号）

- ・都市再生安全確保制度の創設

「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、**都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域**として政令で定める地域をいう。

「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の**国際競争力の強化**を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

# 都市再生緊急整備地域 (52地域 9,539ha : うち特定都市再生緊急整備地域 15地域 4,339ha)



※令和5年9月1日時点

出典：内閣府HP ([https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/pdf/map\\_221028.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/pdf/map_221028.pdf))

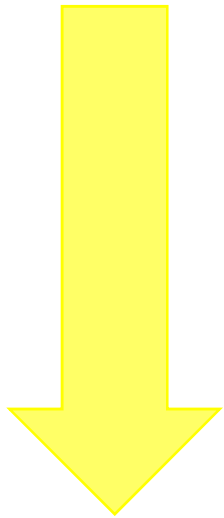
1. 都市再生制度の概論
2. 仙台都心地域の指定経過
3. 仙台市の防災まちづくりについて
4. 都市再生緊急整備協議会の設立について

## 仙台都心地域の指定経過

平成14年10月25日 都市再生緊急整備地域として指定

令和元年7月31日 都市再生緊急整備地域の候補地域として設定

令和元年8月 「仙台都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会」の設置



【第1回】令和元年9月12日  
仙台都心地域の現状と課題、都市再生における重要な視点等について議論

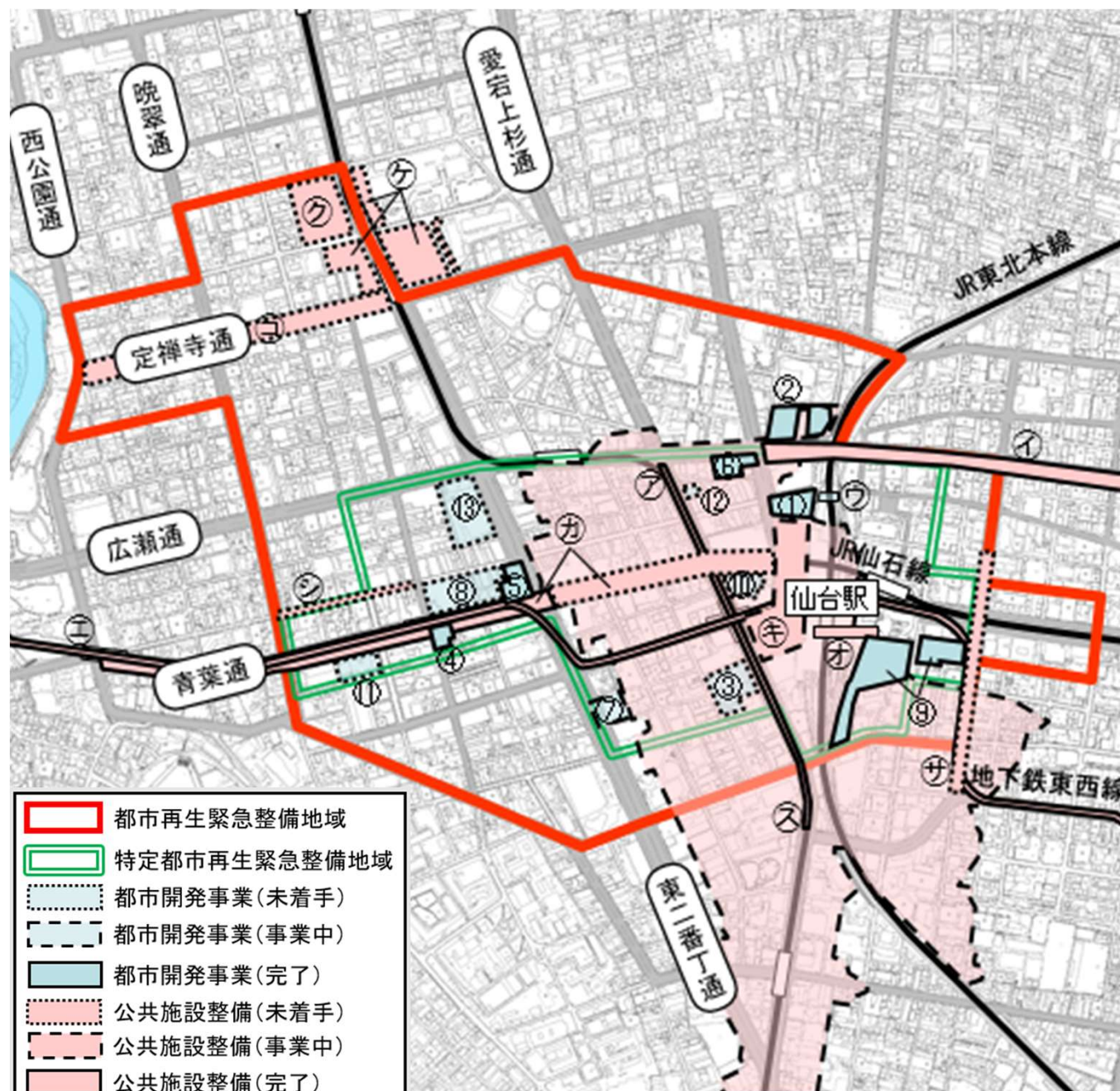
【第2回】令和元年11月27日  
指定エリア及び地域整備方針の素案について議論

【第3回】令和2年1月30日  
指定エリア及び地域整備方針の素案について議論

令和2年4月10日 都市再生緊急整備地域の拡大等について国へ素案の申し出

令和2年9月16日 都市再生緊急整備地域の拡大及び  
特定都市再生緊急整備地域の新規指定

# 仙台都心地域における主要プロジェクト



事業名	
①	中央一丁目第二地区第一種市街地再開発事業
②	花京院一丁目第一地区第一種市街地再開発事業
③	中央南地区市街地再開発事業
④	一番町二丁目四番地区第一種市街地再開発事業
⑤	一番町三丁目南地区
⑥	中央一丁目広瀬通地区
⑦	中央四丁目東二番町通地区
⑧	(仮称)一番町三丁目第一地区
⑨	(仮称)ヨドバシ一体開発(第一ビル・第二ビル)計画
⑩	(仮称)中央一丁目10番地区
⑪	(仮称)NTT青葉通ビル建替計画
⑫	(仮称)東邦銀行仙台支店建替え計画
⑬	一番町三丁目七番地区
ア	愛宕上杉通植栽整備
イ	都市計画道路元寺小路福室線整備
ウ	仙台駅北部東西自由通路整備
エ	地下鉄東西線整備
オ	仙台駅東西自由通路整備
カ	青葉通再整備
キ	仙台駅西口駅前広場再整備
ク	仙台市役所本庁舎建替え
ケ	勾当台公園再整備事業
コ	定禅寺通再整備
サ	無電柱化事業(東八番丁小田原(その1)線外2線)
シ	無電柱化事業(青葉山線)
ス	仙台市仙台駅西口地区大規模雨水処理施設整備事業

1. 都市再生制度の概論
2. 仙台都心地域の指定経過
3. 仙台市の防災まちづくりについて
4. 都市再生緊急整備協議会の設立について



# 東日本大震災以前の本市の防災まちづくり

**S53 (1978) 年6月12日**

・宮城県沖地震

**S54 (1979) 年6月12日**

・防災都市宣言

**H7 (1995) 年1月17日**

・兵庫県南部地震  
(阪神・淡路大震災)

**H9 (1997) 年3月**

・防災都市づくり基本計画の策定

基本目標や基本理念等をまとめた「防災ビジョン」を指針とした仙台市地域防災計画への反映・見直しなど、施策の方向性を具体化することで防災対策を推進。

**H23 (2011) 年3月11日**

・東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)

## 防災都市宣言

1978年宮城県沖地震は、市民生活にかつてない打撃を与え、本市のみならず全国の都市に重大な警鐘を鳴らした。

本市はすでに、全国に先がけて健康都市を宣言し、清く明るく住よい都市づくりに全力を傾注してきたが、さらに今回の災害を貴重な教訓として都市防災をこれからの健康都市建設の基調に据え、災害に強く一層安全な都市仙台をめざすことを決意した。

よって、ここに6月12日を「市民防災の日」と定め、全市民とともに仙台市を防災都市とすることを宣言する。

昭和54年6月12日

仙台市長 島野武

# 防災環境都市・仙台の取り組み

## 背景 Background

「杜の都」の環境づくりの歴史

History of Environment Building in the "City of Trees"

大震災の経験・教訓と震災復興計画

Experience and Lessons of Major Earthquakes and the Earthquake Disaster Reconstruction Plan

国連防災世界会議開催と  
仙台防災枠組の採択等

Host city of the World Conference on Disaster Risk Reduction and Adoption of the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction, etc.

「仙台市防災・減災のまち  
推進条例」の制定

Enactment of the "Sendai City Ordinance for Promoting Disaster Prevention and Disaster Risk Reduction"

## 施策 Measures

防災環境まちづくり

Disaster risk reduction and environment-focused city planning

防災環境ひとづくり

Disaster risk reduction and environment-focused "human capacity building"

経験と教訓の伝承等

Passing down experience and lessons

復興の取り組み  
Disaster recovery efforts



世界の防災文化への貢献・都市ブランドの確立  
安全・安心で持続可能な都市づくり

Contributing to the world's disaster risk reduction culture and establishing the city brand safe, secure and sustainable city planning

# 防災環境都市・仙台の取り組み

## ■ひとづくり

### 地域の特性を踏まえた防災・減災の取り組み



### 仙台版防災教育の推進



### 市民との連携・人材育成

### ○仙台市地域防災リーダー（SBL）の育成



### ○仙台防災未来 フォーラムの開催



### ○仙台防災枠組 講座の開催

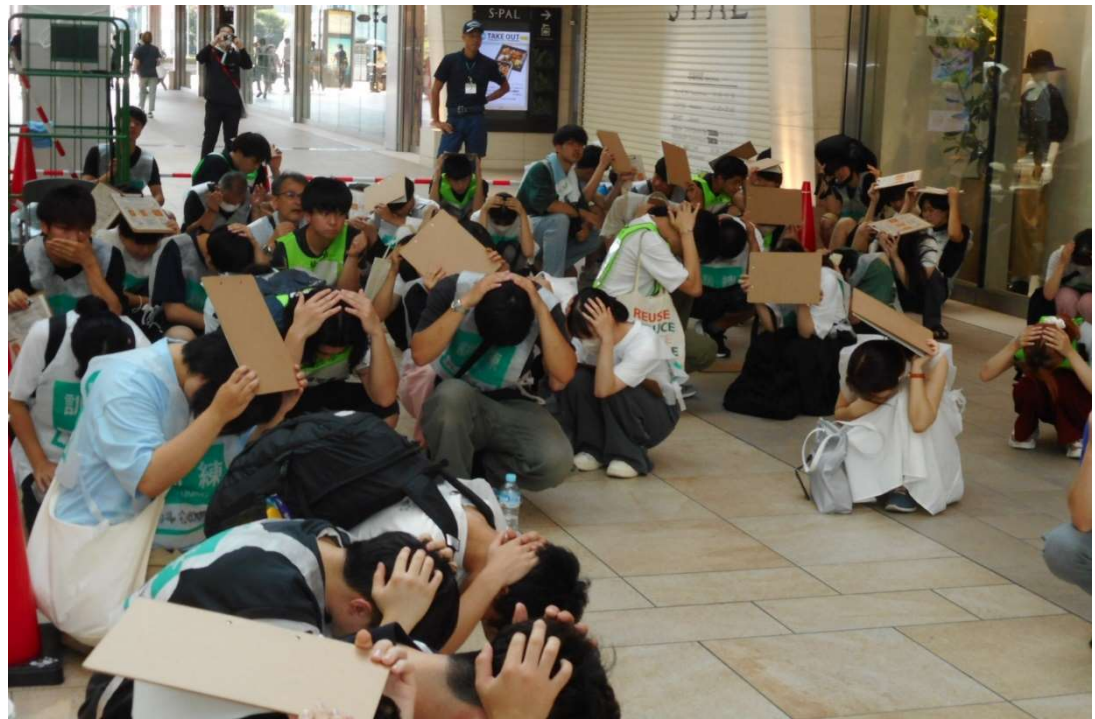


## 仙台市における帰宅困難者対策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、鉄道や地下鉄など、公共交通機関が運行停止しました。地震発生が平日の午後であったことから、地震直後から通勤・通学者等の一斉帰宅行動が始まり、JR仙台駅や地下鉄ターミナル駅などでは、帰宅できない人で混雑し、最寄りの避難所に殺到するなど、混乱が生じました。仙台市では、こうした課題となった点を大震災の教訓として、交通機関や駅周辺事業者などと連携しながら、帰宅困難者対策に取り組んでいます。



東日本大震災直後のJR仙台駅周辺の様子



帰宅困難者対応訓練の様子

仙台駅周辺における帰宅困難者対策を推進するため、関係者が連携、協力し、災害発生時の混乱を防ぐことを目的に平成25年11月に「仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会」を設立しました。

協議会では、東日本大震災の経験を踏まえた、平時や大規模災害発生時の仙台駅周辺における事業者の共助の取組を示した「仙台駅周辺帰宅困難者対応指針」を策定しています。なお、本指針は、平成27年12月に国の都市再生安全確保計画に準じたエリア防災計画としても位置付けられるようになりました。

## 仙台駅周辺帰宅困難者対応指針



### \* \* 目次 \* \*

1	用語の定義	P 1
2	「対応指針」の位置付け	P 2
3	災害の発生から収束まで	P 3
4	取組概要と役割分担	P 4
5	緊急避難場所の確保	P 5
6	一時滞在場所の確保	P 6
7	現地対策本部の設置	P 7
8	情報連絡体制の構築	P 8
9	その他の取組と今後の検討課題	P 9
参考	帰宅困難者対策の前提となる自助の取組	P10~11

仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会  
令和5年4月

頻発・激甚化する  
災害に対しても、  
強靱な都心の  
構築が必要

仙台都心地域都市再生緊急整備協議会の設立  
仙台都心地域都市再生安全確保計画の作成

1. 都市再生制度の概論
2. 仙台都心地域の指定経過
3. 仙台市の防災まちづくりについて
4. 都市再生緊急整備協議会の設立について

## 都市再生緊急整備協議会とは

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。
- 協議会は、特定都市再生緊急整備地域の整備計画を作成することができる。
  - ・官民連携のプラットフォームとして活用
  - ➡ 民間の都市開発プロジェクトと、公共による周辺インフラ整備を一体的に実施するなど、各主体での調整

地方公共団体

国

民間事業者





## 都市再生安全確保計画制度

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成し、計画に基づく官民連携の取組を推進している。(改正都市再生特別措置法(H24.7~))

### 背景

◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。



◆ 首都圏直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物倒壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定。  
⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

# 都市再生安全確保計画制度

## 法案の概要

## 都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国55地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
  - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
  - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し予算支援



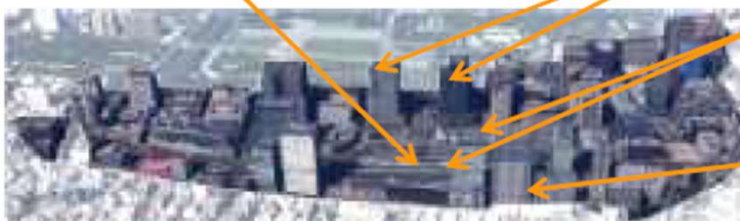
### 一時退避の誘導と経路の確保

- ・地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- ・退避経路の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保



### 避難訓練

- ・平常時から  
の訓練



### 退避施設の確保

- ・鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保(数日間滞在)
- ・退避施設の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

### 情報提供

- ・災害情報、交通情報  
等の提供



### 耐震改修等の促進

- ・建築確認、耐震改修等  
の認定等手続を一本化



### 備蓄倉庫等の確保

- ・計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- ・地方公共団体との管理協定(承継効付き)により継続的な管理を担保
- ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化



\* 下線は法律の特例

都市における大規模地震発生時の安全を確保

## 仙台都心地域都市再生緊急整備協議会（法定協議会）

- ・ 会議や部会の設立に関する協議
- ・ 都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議

### 協議会会議

- ・ 法定協議会が担う協議を実際の会議体として実施するもの。

## 仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会（安全確保計画部会）

- ・ 都市再生安全確保計画の作成、事業の実施に係る連絡調整、協議

## 仙台都心地域都市再生緊急整備協議会等の構成員等

法定協議会	協議会会議	安全確保計画部会
内閣総理大臣	地方創生推進事務局長	地方創生推進事務局 参事官 (都市再生担当)
内閣府特命担当大臣(地方創生)		
国土交通大臣	東北地方整備局長	東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長
	東北運輸局長	東北運輸局 交通政策部 交通企画課長
宮城県知事	副知事	土木部長
仙台市長	副市長	都市整備局長
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	東北本部 企画部長	東北本部 仙台統括センター所長
仙台駅前商店街振興組合理事長	仙台駅前商店街振興組合理事長	仙台駅前商店街振興組合理事長
仙台駅東口商工事業協同組合理事長	仙台駅東口商工事業協同組合理事長	仙台駅東口商工事業協同組合理事長

## 仙台都心地域都市再生緊急整備協議会の今後のスケジュール

時期	項目	備考
令和6年1月～	・仙台都心地域都市再生安全確保計画の検討	仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会との調整を踏まえ、計画素案を作成。
令和6年度内	・第2回都市再生安全確保計画作成部会開催	仙台都心地域都市再生安全確保計画の決議